

秋田県農業協同組合等検査要綱

最終改正 令和4年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第1項から第5項までの規定により知事が行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業協同組合中央会並びに農業協同組合の子会社等（同法第93条第2項に規定する子会社等をいう。）、信用事業受託者及び共済代理店（以下「組合等」という。）の検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営及び健全な発達の促進に資することを目的とする。

(検査員)

第3条 検査は、知事が命ずる職員（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。
2 検査に当たっては、検査員の中から1人を当該検査の責任者（検査責任者）として選定するものとする。

(検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付)

第4条 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他責任者に対し、当該検査に係る検査命令書（別記様式1）及び当該検査に係る検査員であることを証するものとして農業協同組合法施行細則（平成19年秋田県規則第35号）第41条に定める身分証明書を提示するとともに、検査対象者の役員その他の責任者に対し、当該検査に係る検査通告書（別記様式2）を交付するものとする。

(検査事項)

第5条 検査は、次の事項について行う。

- 一 業務運営の状況
- 二 資産、負債及び資本並びに損益の状況

(検査の方法)

第6条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検する実地検査の方法により行う。ただし、必要があるときは、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検することなく、提出された資料を検証し、電話、メール等の活用により行う、検査対象者と対面しない書面検査を行うことができる。

2 検査員は、十分な注意をもって検査を実施するとともに、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正普遍の態度を保持しなければならない。

3 検査員は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。

4 検査員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足る合理的な基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

(検査基準日及び検査の範囲)

第7条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認めた場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の組合等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(無通告検査の原則)

第8条 検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りではない。

(執務時間内検査の原則)

第9条 検査は、被検査組合等の執務時間内に行う。ただし、現物検査をするときその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第10条 実地検査として現物（現金、有価証券、棚卸資産等）の検査を行うに当たっては、検査対象者の役員その他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 検査員は、検査に当たっては監事の立会いを得るよう努めなければならない。

(私物検査の制限)

第11条 検査員は、役員及び使用人の私物については、検査を行ってはならない。
ただし、検査上特に必要がある場合で相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先その他との照査)

第12条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは会員若しくはその他の取引先（出資先を含む。）、退職した役員若しくは使用人又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(被検査組合等に対する配慮)

第13条 検査員は、検査に当たっては組合等の業務の執行に支障のないように配慮しなければならない。

(品位の保持等)

第14条 検査員は、検査に当たっては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るように努めなければならない。

(意見の聴取)

第15条 検査員は、検査を終了するに際して検査によって明らかとなった事項について、役員等から意見を聴取するようにしなければならない。

(検査の講評)

第16条 検査員は、検査を終了するに際して、全役員に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

(検査結果の報告)

第17条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査結果報告書（検査復命書）を作成して、知事に提出しなければならない。

2 検査員は、前項の検査結果報告書（検査復命書）の提出の際に、別途定める検査調書を作成し、併せて知事に提出するものとする。

(検査書の作成等)

第18条 知事は、前条の規定による報告があった場合において、法令の違反又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を作成し、組合等に交付するものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第19条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めるときは、検査員は直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

第20条 検査員は、検査に当たって知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

第 号

検 査 命 令 書

職 氏名

農業協同組合法第94条第○項の規定により、次の農業協同組合等の検査を命
ずる。

農業協同組合等名

年 月 日

秋田県知事 氏 名
（公印省略）

別記様式2 検査通告書（第4条関係）

番 号
年 月 日

検査対象者
代表者役職名 様

秋田県知事 氏 名
(公印省略)

〇〇検査（〇〇検査）の実施について（通知）

農業協同組合法第94条第〇項の規定に基づく〇〇検査（〇〇検査）について、
次のとおり実施します。

- 1 検査開始日
年 月 日
- 2 検査員職氏名